

篠山市地域防災計画 新旧対照表

～平成 24 年度改訂（案）～

【風水害対策編】

平成 25 年 3 月 6 日

篠山市防災会議

風水害等対策編

項	現行	改訂	備考
	第1部 総則	第1部 総則	
P.3	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と基本的な考え方</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>略</p> <p>第2 計画の基本的な考え方</p> <p><u>1 減災対策の推進</u></p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えることとする。</p> <p><u>2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進</u></p> <p>行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。</p> <p><u>3 新しい「災害文化」の確立</u></p> <p>阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。</p> <p><u>4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</u></p> <p>市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画、復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。</p> <p>略</p>	
P.8	<p>第7節 防災機関等の役割</p> <p>第1 篠山市地域防災組織</p> <p>1 篠山市防災会議</p> <p>篠山市防災会議は、災害対策基本法及び篠山市防災会議条例に基づき設置された機関であり、その所掌事務は次のとおりである。なお、会議運営の事務は<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること</p> <p>② <u>地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること</u></p> <p>③ <u>水防法第25条の水防計画その他水防に関し調査審議すること</u></p> <p>④ <u>前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</u></p> <p style="text-align: right;">【資料編】篠山市防災会議条例</p> <p>略</p> <p>第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p>	<p>第7節 防災機関等の役割</p> <p>第1 篠山市地域防災組織</p> <p>1 篠山市防災会議</p> <p>篠山市防災会議は、災害対策基本法及び篠山市防災会議条例に基づき設置された機関であり、その所掌事務は次のとおりである。なお、会議運営の事務は<u>防災担当部署</u>において処理する。</p> <p>① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること</p> <p>② <u>市長の諮問に基づいて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること</u></p> <p>③ <u>市の地域に係る防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること</u></p> <p>④ <u>水防法第25条の水防計画その他水防に関し調査審議すること</u></p> <p>⑤ <u>前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</u></p> <p style="text-align: right;">【資料編】篠山市防災会議条例</p> <p>略</p> <p>第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p>	

風水害等対策編

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
近畿労働局 (伊丹労働基準監督署)	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導	
略	略	略	略	略
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止	直轄公共土木施設の復旧	
略	略	略	略	略
大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全確保 2 遭難航空機の捜索及び救助		
略	略	略	略	略

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
日本道路公団 (関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧	
略	略	略	略	略
KDDI 株式会社 (関西支社・au 関西支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の復旧	
略	略	略	略	略

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
兵庫労働局 (伊丹労働基準監督署)	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局 (神戸地域センター)	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(管轄)の整備 4 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの備蓄	1 土地改良機械の緊急貸し付け 2 農業関係被害情報の収集・報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給・斡旋 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給(売却)	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導・助成 3 被害農林業者等に対する災害融資の斡旋・指導	
略	略	略	略	略
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(Tec-Force)	直轄公共土木施設の復旧	
略	略	略	略	略
大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設の復旧	
略	略	略	略	略

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧	
略	略	略	略	略
KDDI 株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の復旧	
略	略	略	略	略

風水害等対策編

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 神姫バス株式会社 (柏原営業所篠山出張所) 阪急バス株式会社 (猪名川営業所) 社団法人兵庫県トラック協会 (丹有支部、丹有地区輸送事業協同組合)		災害時における緊急陸上輸送		
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン (丹波総局) Kiss-FM KOBE 株式会社	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
社団法人兵庫県医師会 (篠山市医師会)		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
社団法人兵庫県エルピーガス防災協会 (摂丹支部)	エルピーガス供給設備の防災管理	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給	被災エルピーガス供給設備の復旧	

7 公共の団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
農業協同組合	1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 2 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導 3 農作物等の防災管理指導	1 県、市が行う被害応急対策への協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 農業生産資機材、生活用品、食料品等の確保及び供給(売却)	1 県、市が行う被害状況調査への協力 2 被災農家に対する融資の斡旋・指導	1 県、市が行う被害状況調査への協力 2 被災農家に対する融資の斡旋・指導
商工会	防災訓練、事業者に対する防災知識の普及への協力	1 市が行う被害応急対策への協力 2 救助用物資の確保についての協力	1 市が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力	1 市が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力
略	略	略	略	略

略

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 神姫グリーンバス株式会社 (篠山営業所) 阪急バス株式会社 (猪名川営業所) 社団法人兵庫県トラック協会 (丹有支部、丹有地区輸送事業協同組合)		災害時における緊急陸上輸送		
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン (丹波総局) 兵庫エフエム放送株式会社	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
社団法人兵庫県医師会 (篠山市医師会)		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人兵庫県エルピーガス協会 (摂丹支部)	エルピーガス供給設備の防災管理	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給	被災エルピーガス供給設備の復旧	

7 公共の団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
略	略	略	略	略
丹波ささやま農業協同組合	1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 2 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導 3 農作物等の防災管理指導	1 県、市が行う被害応急対策への協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 農業生産資機材、生活用品、食料品等の確保及び供給(売却)	1 県、市が行う被害状況調査への協力 2 被災農家に対する融資の斡旋・指導	1 県、市が行う被害状況調査への協力 2 被災農家に対する融資の斡旋・指導
篠山市商工会	防災訓練、事業者に対する防災知識の普及への協力	1 市が行う被害応急対策への協力 2 救助用物資の確保についての協力	1 市が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力	1 市が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力
略	略	略	略	略

略

第2章 篠山市の特性と既往の風水害等

第2節 社会条件の特性

第1 人口・世帯数

篠山市の人口・世帯数は、平成 12 年国勢調査によると 46,352 人、14,585 世帯である。

略

第2 建築物

篠山市の建築物(付属家等含む)は平成 14 年現在約 43,000 棟あり、篠山地区にその半数が集中し、丹南地区に 30%、西紀地区、今田地区にそれぞれ 10% ずつ立地している。また、木造建築物の割合は 79% で、地区別では大差ない。建築物の密集する篠山城跡および篠山口駅周辺での火災発生時には、被害が多くなる可能性がある。

第3 教育・社会福祉施設等

篠山市内には、若年齢者教育施設として幼稚園14、小学校19、中学校5、特別支援学校1が整備されており、社会福祉施設として保育園11、介護支援センター5、デイサービスセンター7、特別養護老人ホーム4、養護老人ホーム1、知的障害者デイサービスセンター1、知的障害者入所更生施設1、知的障害者通所更生施設1、知的障害者通所授産施設1、精神障害者地域生活支援センター1、知的障害者グループホーム2、知的障害者生活ホーム1、知的障害者訓練ホーム1が整備されおり、現在身体障害者デイサービスセンター及び障害児通園施設の整備が進められている。

第4 道路・橋梁

篠山市の主要な交通網は、道路では国道 173 号、176 号及び 372 号をはじめとして、主要地方道 8 路線、一般県道 27 路線、市道(1級 55 路線、2級 114 路線)及び一般市道、農道、林道、私道からなっている。

第5 都市化の状況(土地利用変遷)

篠山市は、古くから篠山城跡を中心とする篠山地区の人口集積が大きく、市街地もここを中心に発展してきた。戦後、篠山城周辺に限られた中心市街地は、昭和 50 年代になると四方に拡大し、低位段丘上の小山も削りとられ、宅地化されている。また JR 篠山口駅周辺には住宅開発が進み、商業集積も進んでいる。

一方、市街地以外の各集落は、戦後道路沿いに小規模に分散立地していたが、昭和 50 年代になると、各集落の集積も拡大するとともに、道路沿いに中心集落が拡大している。

第2章 篠山市の特性と既往の風水害等

略

第2節 社会条件の特性

第1 人口・世帯数

篠山市の人口・世帯数は、平成 22 年国勢調査によると 43,263 人、15,342 世帯である。

略

第2 建築物

篠山市の建築物(付属家等含む)は、平成 23 年現在約 40,000 棟あり、篠山地区にその半数が集中し、丹南地区に 30%、西紀地区、今田地区にそれぞれ 10% ずつ立地している。また、木造建築物の割合は 75% で、地区別での大差はない。建築物の密集する篠山城跡および篠山口駅周辺での火災発生時には、被害が大きくなる可能性がある。

第3 教育・社会福祉施設等

篠山市内には、若年齢者教育施設として幼稚園13、小学校17、中学校5、特別支援学校1が整備されており、社会福祉施設として保育園 7、介護老人福祉施設4、介護老人保健施設等2、デイサービス 11、障害者更生施設 12、児童発達支援施設1、障害者グループホーム・ケアホーム 11、障害者相談支援事業所 4、地域活動支援センター5が整備されている。

第4 道路・橋梁

篠山市の主要な交通網は、道路では高速自動車の舞鶴若狭自動車道が市西部域を縦貫し丹南篠山口 I.C.が県道に接続して。一般道では国道 173 号、176 号及び 372 号をはじめとして、主要地方道 8 路線、一般県道 27 路線、市道(1級 53 路線、2級 119 路線、その他 1,606 路線)及び農道、林道、里道、私道からなっている。

第5 都市化の状況(土地利用変遷)

篠山市の前身である多紀郡は、古代から多くの荘園が開墾され、中世にはこれらの荘園領域ごとに山城や居館が設けられ、武士の支配や惣村の成立による農村社会の形成を経て、近世の篠山藩による農村運営が行われた。その後、明治の廃藩置県により、地勢の沿った集落が成立している。現在の農村集落の形態に受け継がれているものの多くは、古代から中世の荘園の開墾が、今日の農都篠山としての市域の土地利用の原型を形成している。

17世紀初頭の篠山城を中心とした城下町の建設に伴い、城下の町場と周辺農地そして森林に囲まれた今日の土地利用の原型が成立し、明治維新後も大きな変化はなく現在に継承されている。また、明治40年歩兵第70連隊の兵舎完成により、かつての城下町は軍都として発展し、大正4年の篠山軽便鉄道開設に伴い、東岡屋や郡家に市街地が進展した。そして、昭和19年に国鉄篠山線が開通し、八上や福住等の駅周辺に商店街が形成されるなど、今日の地域拠点が発達している。

昭和30年に国鉄福知山線に南矢代駅、3年後に草野駅が設置され、国道176号の整備とともに阪神地域への交通網が充実し、その後の住宅需要に結びついている。また、高度成長期から今田地域を中心とする住宅地造成が丘陵地や山麓部で行われ、今田や丹南地域で新興住宅地が形成された。昭和40年代以降、山麓部で数多くのゴルフ場が建設され、昭和50年代には、住吉台の分譲住宅地が開発され、平成初期の人口増に結びついている。

そして、現在は、舞鶴若狭自動車道の整備や福知山線の複線化の効果などから、篠山城下町を母体とする中心市街地と篠山口駅や丹南篠山口インターを中心とする新市街地の二つの都市核と、これを取り巻く田園と集落からなる現在の篠山市の土地利用となっている。

第3節 既往災害とその被害

第1 風水害

■風水害履歴一覧

番号	年月日	原因	篠山市及び周辺地域の災害概況等
略	略	略	略
75	2007(平成19年)7.12～15	梅雨前線による大雨及び4号台風	床下浸水2戸、自主避難7世帯9名、がけ崩れ・道路・河川・その他の被害あわせて18箇所。12日からの3日間で140mm、最大時間雨量27ミリ(いずれも市消防本部)

第2 火災

■火災発生件数の推移

	篠山市	うち車両	建物	林野	その他
略	略	略	略	略	略
平成19年	42	6	16	10	10

■出火原因

	たき火	たばこ	火遊び	コンロ	放火(疑い含む)	ストーブ	マッチ、ライター	煙突	電灯等配線	不明	その他
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
平成19年	10	3	-	-	4	1	-	-	-	11	13

略

第4節 風水害等の危険性と災害特性

第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある風水害等の想定

略

3 火災

篠山市の近年における火災の件数は年平均 33.4 件程であり、そのうち建物火災は年平均 14.5 件となっている。また、林野火災も年平均 3.6 件程発生している。現在のところでは、建物火災による大きな被害はないが、旧市街地を中心に老朽木造住宅が多いことから、建築物密集地区を中心に被害を想定する必要がある。

略

第3節 既往災害とその被害

第1 風水害

■風水害履歴一覧

番号	年月日	原因	篠山市及び周辺地域の災害概況等
略	略	略	略
75	2007(平成19年)7.12～15	梅雨前線による大雨及び4号台風	床下浸水2戸、自主避難7世帯9名、がけ崩れ・道路・河川・その他の被害あわせて18箇所。12日からの3日間で140mm、最大時間雨量27ミリ(いずれも市消防本部)
76	2011(平成23年)9.20～21	秋雨前線による大雨及び15号台風	床下浸水11戸、自主避難6世帯6名、がけ崩れ・道路・河川・その他の被害多数。20日からの2日間で318mm、最大時間雨量26ミリ(いずれも桑原)

第2 火災

■火災発生件数の推移

	篠山市	うち車両	建物	林野	その他
略	略	略	略	略	略
平成19年	42	6	16	10	10
平成20年	21	0	15	1	5
平成21年	38	1	16	10	11
平成22年	23	2	11	4	6
平成23年	33	3	9	3	18

■出火原因

	たき火	たばこ	火遊び	コンロ	放火(疑い含む)	ストーブ	マッチ、ライター	煙突	電灯等配線	不明	その他
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
平成19年	10	3	-	-	4	1	-	-	-	11	13
平成20年	4	-	-	1	6	-	-	-	1	4	5
平成21年	8	1	-	2	11	1	-	-	3	6	6
平成22年	8	1	-	1	3	1	-	1	-	6	2
平成23年	14	-	-	-	9	3	1	-	-	2	4

略

第4節 風水害等の危険性と災害特性

第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある風水害等の想定

略

3 火災

篠山市の近年における火災の件数は年平均 31.3 件程であり、そのうち建物火災は年平均 12.0 件となっている。また、林野火災も年平均 6.0 件程発生している。現在のところでは、建物火災による大きな被害はないが、旧市街地を中心に老朽木造住宅が多いことから、建築物密集地区を中心に被害を想定する必要がある。

略

風水害等対策編

	<p>第2 篠山市に被害を及ぼす可能性のある原子力災害等の想定 篠山市に影響がある原子力災害としては、核燃料物質等の運搬時における放射性物質の放出による災害、放射性同位元素の取扱事業者からの放出による災害、放射性物質が不法投棄される事案が想定される。</p> <p>略</p> <p>2 災害の想定 (4) 市外原子力災害等事案 市外の原子力発電所及び核燃料加工施設等の原子力施設での事故等が、直接的な被害を本市に及ぼすことは想定しないが、原子力災害が発生し、原災法に基づく対応がされた場合には、市民の不安解消等に努める必要がある。</p> <p>略</p>	<p>第2 篠山市に被害を及ぼす可能性のある原子力災害等の想定 篠山市に影響がある原子力災害としては、核燃料物質等の運搬時における放射性物質の放出による災害、放射性同位元素の取扱事業者からの放出による災害、放射性物質が不法投棄される事案及び原子力発電所の事故に伴う災害等が想定される。</p> <p>略</p> <p>2 災害の想定 (4) 市外原子力災害等事案 東日本大震災を踏まえると市外の原子力発電所及び核燃料加工施設等の原子力施設での事故等が、直接的に本市に被害を及ぼすことが想定できるため、原子力災害が発生し、原災法に基づく対応がされた場合には、市民の不安解消等に努める必要がある。</p> <p>略</p>	
<p>第2部 災害予防計画</p>		<p>第2部 災害予防計画</p>	
<p>P.33</p>	<p style="text-align: center;">第1章 地域防災基盤の強化</p> <p>略</p> <p>第2節 地盤災害の防止策の推進</p> <p>略</p> <p>第5 土地造成等の規制</p> <p>略</p> <p>1 土地造成工事に対する規制 土地造成工事に対しては、「篠山市まちづくり条例(平成11年篠山市条例第183号)」に定める技術的基準を確実に履行するように指導するとともに、常時パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努める。</p> <p>第6 開発行為への指導 「都市計画法」に基づく開発許可制度等により、一定規模以上の開発行為に対して行う県指導に加え、市は、「篠山市まちづくり条例(平成11年篠山市条例第183号)」に基づき、開発行為に対する指導の強化を推進する。</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第1章 地域防災基盤の強化</p> <p>略</p> <p>第2節 地盤災害の防止策の推進</p> <p>略</p> <p>第5 土地造成等の規制</p> <p>略</p> <p>1 土地造成工事に対する規制 土地造成工事に対しては、「篠山市まちづくり条例(平成22年篠山市条例第45号)」に定める技術的基準を確実に履行するように指導するとともに、常時パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努める。</p> <p>第6 開発行為への指導 「都市計画法」に基づく開発許可制度等により、一定規模以上の開発行為に対して行う県指導に加え、丹波の森構想のもと、兵庫県の緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)と連携しつつ、篠山市まちづくり条例(平成22年篠山市条例第45号)や平成23年に施行した篠山市景観条例(平成22年篠山市条例第46号)に基づき、一定規模の開発や建築行為に対して総合的な指導を推進する。</p> <p>略</p>	
<p>P.42</p>	<p>第5節 建築物等の防災性の確保</p> <p>略</p> <p>第5 市街地・集落の防災構造化</p> <p>略</p> <p>4 公営住宅の不燃化の推進 公営住宅は、今後の建て替え計画により不燃化を図るとともに、緑空間豊かな良好な住環境の形成に努める。</p> <p>略</p>	<p>第5節 建築物等の防災性の確保</p> <p>略</p> <p>第5 市街地・集落の防災構造化</p> <p>略</p> <p>4 公営住宅の不燃化の推進 公営住宅は、今後の建て替え計画により不燃化を図るとともに、緑豊かな良好な住環境の形成に努める。</p> <p>略</p>	

第6節 危険物施設等の安全対策の推進

第1 危険物施設における災害の防止

経済活動の進展や生活様式の高度化により、危険物の取扱量は著しく増加し、災害発生時には深刻な被害が予測される。

略

第2章 地域防災体制の充実

第1節 災害活動体制の整備

略

第3 災害対策要員等の研修・訓練の充実

1 職員の防災教育の実施

防災に関する講習会・講演会を実施するとともに、関係機関等が開催する研修等への積極的な参加を促す。

略

第4 広域応援体制の整備

略

2 防災関係団体等との応援協力体制

各部門の災害応急対策に係る応援協力体制を確立し、協定の締結等による具体的な支援内容、方法等についての協議を推進する。

3 自衛隊への災害派遣要請

平時からの連携を強化し、事前に支援内容や方法などについて協議し、災害時における受け入れ体制の確立を図る。

略

第6節 危険物施設等の安全対策の推進

第1 危険物施設における災害の防止

危険物災害発生時には深刻な被害が予測される。

略

第2章 地域防災体制の充実

第1節 災害活動体制の整備

略

第3 災害対策要員等の研修・訓練の充実

1 職員の防災教育の実施

(1)防災に関する講習会・講演会を実施するとともに、関係機関等が開催する研修等への積極的な参加を促す。

(2)市は、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の行政計画の中に防災の観点を取り入れるように努めることとする。

略

第4 広域応援体制の整備

略

2 遠隔市町との広域応援体制

大規模広域災害が発生した場合に備えて、遠隔の市町との間で協定を締結している。今後とも協定内容の充実を図るとともに、災害時に有効に機能させるため平時から交流を行い、連携強化を図る。

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(館山市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(大館市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(郡上市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(愛南町)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(高山市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(犬山市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(鶴岡市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(宿毛市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(萩市)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(日本六古窯協定)

【資料編】災害応急対策活動の相互応援に関する協定(福知山市)

3 防災関係団体等との応援協力体制

各部門の災害応急対策に係る応援協力体制を確立し、協定の締結等による具体的な支援内容、方法等についての協議を推進する。

4 自衛隊への災害派遣要請

平時からの連携を強化し、事前に支援内容や方法などについて協議し、災害時における受け入れ体制の確立を図る。

5 受援体制の整備

市は、県と連携して、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援マニュアルを事前に作成しておく。

略

風水害等対策編

P.54

第2節 防災拠点機能の整備

略

第1 災害対策本部室等の整備

略

1 災害対策本部室の整備・充実

略

(3) 主な設備

略

③ 通信機器

加入電話、FAX:一般連絡、情報交換

災害対応総合情報ネットワーク、衛星通信ネットワーク

河川情報システム

消防無線

篠山市防災行政無線

パソコン:インターネット等による情報交換

④ 安全対策

非常用発電施設を確保し、長時間の停電に対する備えを整える。

略

P.57

第3節 防災情報通信システムの整備

略

第1 災害情報通信ネットワークの整備・拡充

略

2 防災行政無線の整備・拡充

現在後川校区及び西紀地区に設置されており、災害時の緊急連絡や各種行政情報の広報を実施している。

今後は防災行政無線の運用体制(とくに平時における利活用等)の整備とともに、防災体制拡充の進捗に合わせた無線機能の充実を図る。

・多元情報システム(固定系設備、移動系設備等)＜予定＞

略

第2 災害情報データベースの整備

市は、円滑な災害応急対策の実施及び復旧作業の効率化等のため、次の項目に関するデータベースシステムの整備を図る。

略

P.59

第4節 火災予防対策の推進

略

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 消防組織の確立

第2節 防災拠点機能の整備

略

第1 災害対策本部室等の整備

略

1 災害対策本部室の整備・充実

略

(3) 主な設備

略

③ インターネット版防災情報提供システム

神戸海洋気象台の防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図る。

④ 全国瞬時警報システム(J-Alert)

総務省消防庁の全国瞬時警報システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図る。

⑤ 通信機器

加入電話、FAX:一般連絡、情報交換

災害対応総合情報ネットワーク、衛星通信ネットワーク

河川情報システム、消防無線、篠山市防災行政無線

パソコン:インターネット等による情報交換

⑥ 安全対策

非常用発電施設を確保し、長時間の停電に対する備えを整える。

略

第3節 防災情報通信システムの整備

略

第1 災害情報通信ネットワークの整備・拡充

略

2 防災行政無線の整備・拡充

現在、篠山丹南地区及び西紀地区に設置されており、災害時の緊急連絡や各種行政情報の広報を実施している。

今後は防災行政無線の運用体制(とくに平時における利活用等)の整備とともに、防災体制拡充の進捗に合わせた無線機能の充実を図る。

略

第2 災害情報データベースの整備

市は、円滑な災害応急対策の実施及び復旧作業の効率化等のため、次の項目に関するデータベースシステムの有効活用を図り、定期的に職員等に対する操作研修等を実施する。

略

第4節 火災予防対策の推進

略

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 消防組織の確立

風水害等対策編

(1)常備消防
略

■常備消防の状況

方法	消防本部数	消防職員数	分署数
単独	1	65	3

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

(2)非常備消防
略

■非常備消防の状況

団の数	団員数(定数)	実員数
1	1,253	1,215

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

略

P.67

第7節 洪水災害・土砂災害における避難体制の整備

第1 浸水想定区域における避難体制

市は、洪水による被害を防止、軽減するため、次の取り組みを実施する。

なお、市は、平成 18 年に次の浸水想定区域及び避難に必要な事項を住民に周知するためハザードマップを作成し、配布しており、今後は、県と協力してこのハザードマップを用いた研修会等を実施して住民の被害軽減に努める。

また、配布したハザードマップは、状況に応じて見直し、避難体制の充実を図るものとする。

略

第2 土砂災害警戒区域における避難体制

市は、土砂災害による被害を防止・軽減するため、次の取り組みを実施する。

なお、市は、県と協力し、住民に対して土砂災害警戒区域等及び避難に必要な事項を住民に周知させるための印刷物(ハザードマップ等)を作成し、配布する。

略

P.80

第14節 災害時要援護者支援体制の整備

災害の危険の察知や災害情報の理解、あるいは助けを求め、災害にどう対応すべきかなどについて、ハンディキャップのある災害時要援護者に対する支援体制を整える。

略

P.85

第17節 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備

防災に関する政策や方針決定の過程及び防災の現場にける女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

①地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団への女性層の参加促進等に努める。

②自主防災組織の育成、強化を図るとともに、女性の参画促進に努める。

略

(1)常備消防
略

■常備消防の状況

方法	消防本部数	消防職員数	分署数
単独	1	64	3

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

(2)非常備消防
略

■非常備消防の状況

団の数	団員数(定数)	実員数
1	1,253	1,221

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

略

第7節 洪水災害・土砂災害における避難体制の整備

第1 浸水想定区域における避難体制

市は、洪水による被害を防止、軽減するため、次の取り組みを実施する。

なお、市は、平成 24 年に次の浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び避難に必要な事項を住民に周知するためハザードマップを作成し、配布しており、今後は、県と協力してこのハザードマップを用いた研修会等を実施して住民の被害軽減に努める。この配布したハザードマップは、状況に応じて見直し、避難体制の充実を図るものとする。

また、これとは別に市独自の取り組みとして、平成 21 年度から「いのちを守る防災マップづくり事業」の中で各自治会ごとのマップを順次作成しており、住民自らの判断で避難できる体制づくりを進めている。

略

第2 土砂災害警戒区域における避難体制

市は、土砂災害による被害を防止・軽減するため、次の取り組みを実施する。

なお、市は、県と協力し、住民に対して土砂災害警戒区域等及び避難に必要な事項を住民に周知させるための印刷物(ハザードマップ等)を作成し、平成 24 年に配布した。

また、これとは別に市独自の取り組みとして、平成 21 年度から「いのちを守る防災マップづくり事業」の中で各自治会ごとのマップを順次作成しており、住民自らの判断で避難できる体制づくりを進めている。

略

第14節 災害時要援護者支援体制の整備

市は、災害の危険の察知や災害情報の理解、あるいは助けを求め、災害にどう対応すべきかなどについて、災害時要援護者支援計画に基づき、ハンディキャップのある災害時要援護者に対する支援体制を整える。

第17節 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備

防災に関する政策や方針決定の過程及び防災の現場にける女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

①地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団への女性層の参加促進等に努める。

②自主防災組織の育成、強化を図るとともに、女性の参画促進に努める。

③救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

略

P.90

第3章 地域防災力の向上

略

第2節 災害への事前の備え

第1 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の活用

略

3 加入方法

共済制度に加入しようとする者は、共済基金に加入を申し込み、次に掲げる共(加入の手続)済負担金を納付する。

共済負担金は、住宅1戸につき年額5,000円とし、新たに加入する場合は、住宅1戸につき月額500円となる。ただし、その年額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。

略

5 共済給付金

区分		給付額
1 対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をしたとき		600万円
2 対象住宅の補修をしたとき	(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	200万円
	(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	100万円
	(3) 対象住宅が半壊の認定を受けたものである場合	50万円
3 1及び2以外の場合で、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなったとき		10万円

略

P.91

第3節 自主防災組織の育成

第1 自主防災組織育成計画

1 自主防災組織の定義

略

(2) 自主防災組織の単位は、次のとおりとする。

略

④ 小学校区自治会

略

P.96

第5節 防災訓練の実施

略

第3章 地域防災力の向上

略

第2節 災害への事前の備え

第1 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の活用

略

3 加入方法

共済制度に加入しようとする者は、共済基金に加入を申し込み、次に掲げる共済負担金を納付する(加入の手続)。

共済負担金は、住宅再建共済制度が、住宅1戸につき年額5,000円とし、新たに加入する場合は、住宅1戸につき月額500円となる。ただし、その年額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。

家財再建共済制度が年額1,500円となる。

略

5 共済給付金

住宅再建共済制度

区分		給付額
1 対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をしたとき		600万円
2 対象住宅の補修をしたとき	(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	200万円
	(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	100万円
	(3) 対象住宅が半壊の認定を受けたものである場合	50万円
3 1及び2以外の場合で、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなったとき		10万円

家財再建共済制度

<u>住宅が全壊で家財を補修・購入</u>	<u>50万円</u>
<u>住宅が大規模半壊で家財を補修・購入</u>	<u>35万円</u>
<u>住宅が半壊で家財を補修・購入</u>	<u>25万円</u>
<u>住宅が床上浸水で家財を補修・購入</u>	<u>15万円</u>

略

第3節 自主防災組織の育成

第1 自主防災組織育成計画

1 自主防災組織の定義

略

(2) 自主防災組織の単位は、次のとおりとする。

略

④ まちづくり地区自治会

略

第5節 防災訓練の実施

略

風水害等対策編

第3 各機関別の訓練

略

■防災訓練計画表

訓練種別	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
略	略	略	略	略
水防訓練	生活部 産業経済部 建設部 消防本部 消防団	水害が予測される時期前	水害危険区域	図上訓練及び実地訓練、必要に応じて県及び関係諸機関と合同で実施する。他の訓練との併合も考慮する。
略	略	略	略	略

略

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制の確立

第1節 活動体制

略

第1 活動組織の設置

1 災害対策本部及び災害対応準備室

(1) 組織の概要

	災害対応準備室	災害対策本部
責任者	総務部長 なお、不在のときは、総務部長の次席の職員とし、以下同様とする。	市長 なお、不在のときは、次の順位とする。 第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部長
略	略	略
設置基準	① 気象注意報が発表され以下のようなとき ・警報の予告があるとき ・水防団待機水位を超え更に上昇するとき ・雨量等の状況※(※雨量状況は別に定める) ② その他詳細は別に定める	① 気象警報の1つ以上が発表されたとき ② 時間雨量が 50mm を越えたとき ③ 累加雨量が 180 mm を越えたとき ④ はん濫注意水位を超えたとき ⑤ その他災害(事故)等※が発生、又は発生する恐れのあるとき
略	略	略

略

P.101

第3 各機関別の訓練

略

■防災訓練計画表

訓練種別	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
略	略	略	略	略
水防訓練	市民生活部 農都創造部 まちづくり部 消防本部 消防団	水害が予測される時期前	水害危険区域	図上訓練及び実地訓練、必要に応じて県及び関係諸機関と合同で実施する。他の訓練との併合も考慮する。
略	略	略	略	略

略

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制の確立

第1節 活動体制

略

第1 活動組織の設置

1 災害対策本部及び災害対応準備室

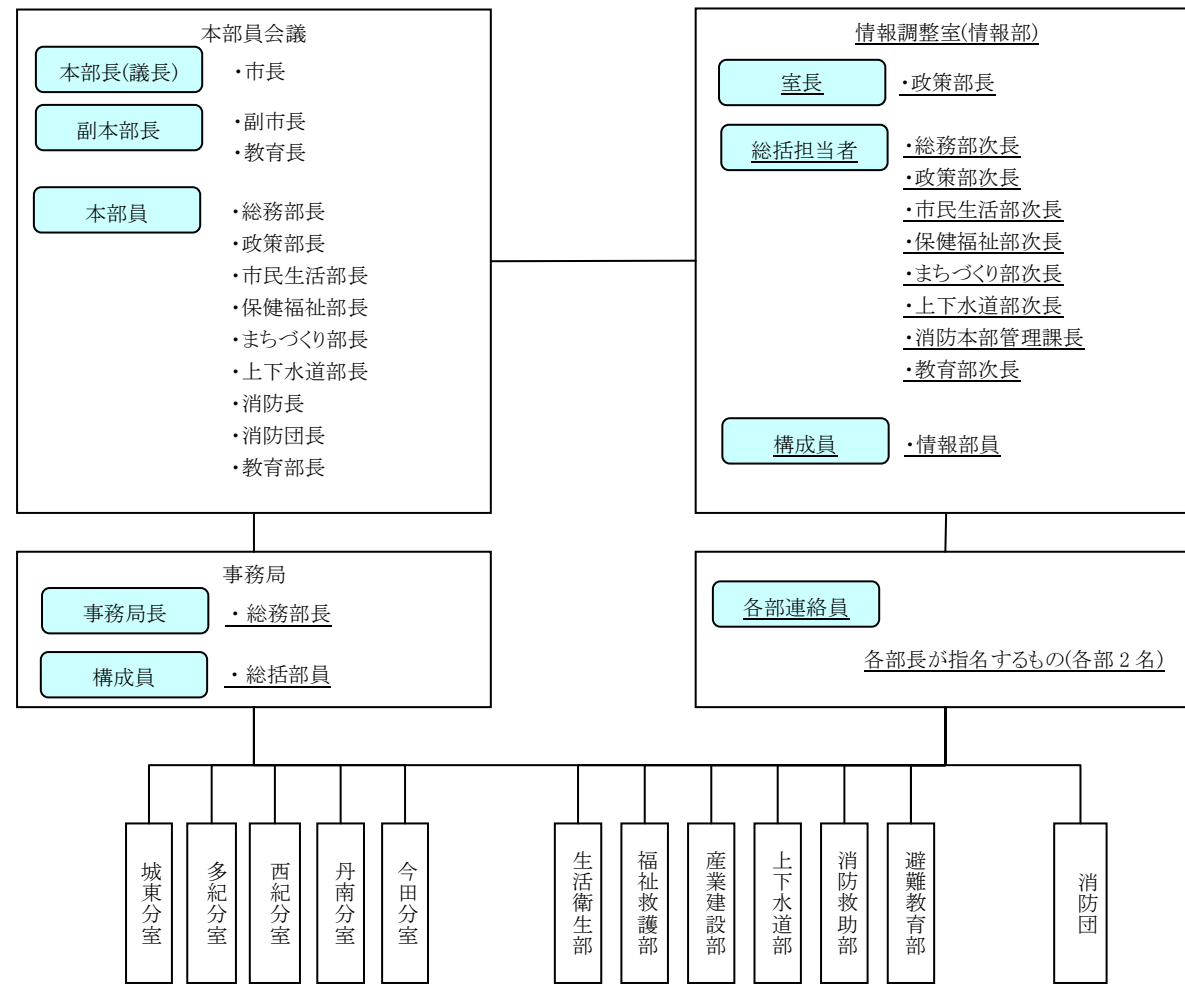
(1) 組織の概要

	災害対応準備室	災害対策本部
責任者	市民生活部長 なお、不在のときは、市民生活部長の次席の職員とし、以下同様とする。	市長 なお、不在のときは、次の順位とする。 第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 市民生活部長
略	略	略
設置基準	① 気象注意報が発表され以下のようなとき ・警報の予告があるとき ・水防団待機水位を超え更に上昇するとき ・雨量等の状況※(※雨量状況は別に定める) ② その他詳細は別に定める	① 気象警報の1つ以上が発表され、 <u>災害の恐れが高いとき</u> ② 時間雨量が 50mm を越えたとき ③ 累加雨量が 180 mm を越えたとき ④ はん濫注意水位を超えたとき ⑤ その他災害(事故)等※が発生、又は発生する恐れのあるとき
略	略	略

略

風水害等対策編

■災害対策本部の組織図

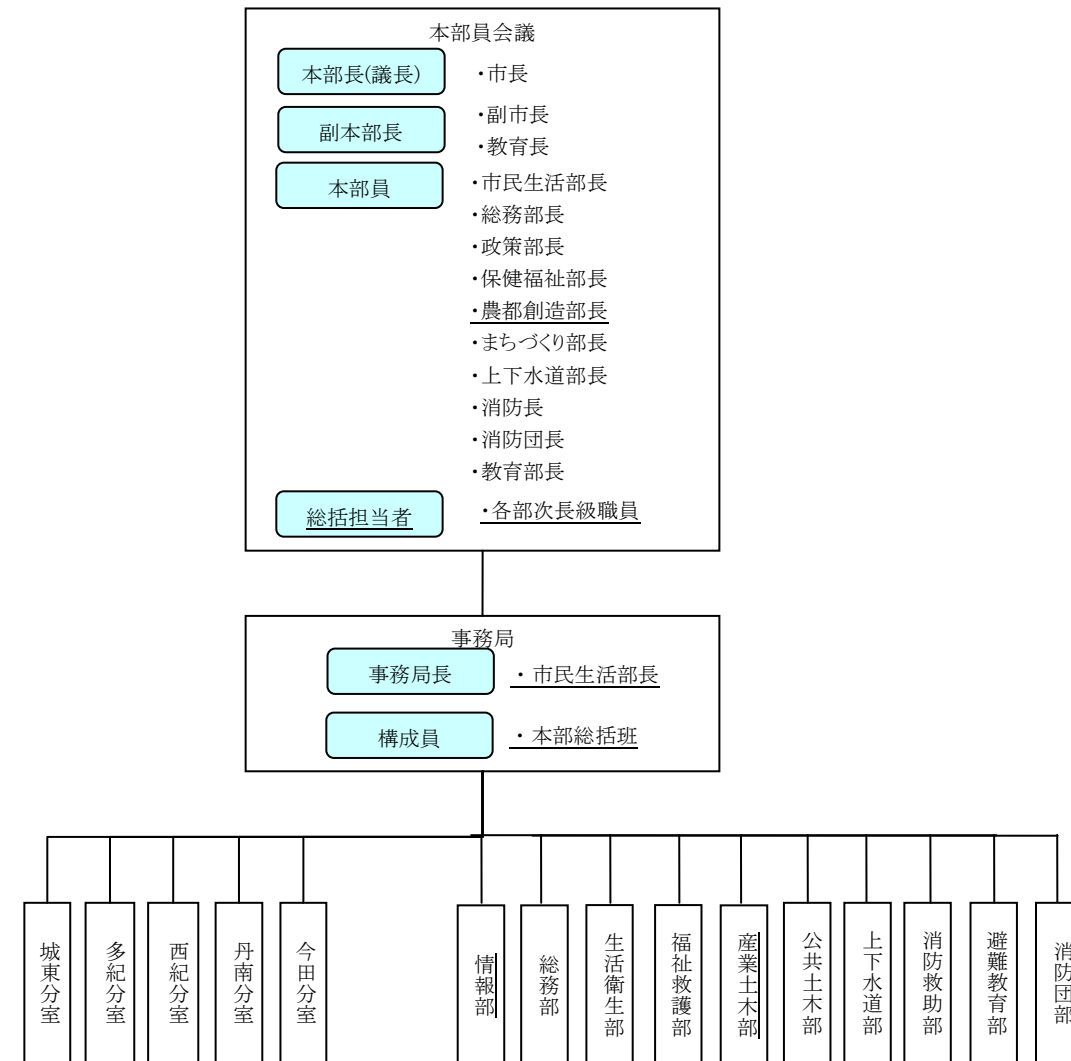


※本部員及び総括担当者が不在の場合は、その次席の者が代理となる。

■対策本部の事務分掌

構成	事務分掌
本部員会議 ※必要な場合に開催する。	組織図のとおり ① 災害応急対策の総合調整に関すること ② 県災害対策本部との協議に関すること ③ 職員の動員・配備体制に関すること ④ 避難勧告、指示及び警戒区域の設定に関すること ⑤ 関係機関(自衛対等)への応援要請に関すること ⑥ 災害救助法の適用申請に関すること ⑦ 激甚災害の指定の要請に関すること ⑧ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ⑨ その他災害応急対策の最重要事項の決定に関する こと ※ただし、本部長は、本部員会議を開催する暇がないと

■災害対策本部の組織図



※本部員及び総括担当者が不在の場合は、その次席の者が代理となる。

■対策本部の事務分掌

構成	事務分掌
本部員会議 ※必要な場合に開催する。	組織図のとおり ① 災害応急対策の総合調整に関すること ② 県災害対策本部との協議に関すること ③ 職員の動員・配備体制に関すること ④ 避難勧告、指示及び警戒区域の設定に関すること ⑤ 関係機関(自衛対等)への応援要請に関すること ⑥ 災害救助法の適用申請に関すること ⑦ 激甚災害の指定の要請に関すること ⑧ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ⑨ その他災害応急対策の最重要事項の決定に関する こと ※ただし、本部長は、本部員会議を開催する暇がないと

風水害等対策編

		きは直接その方針を決定する。
総括部	総務部 議会事務局	各対策部の事務分掌については、別に定める。 【資料編】災害対策本部事務分掌
情報部	政策部	
生活衛生部	市民生活部 会計課 農業委員会事務局 監査・公平委員会事務局 視聴覚ライブラリー	
福祉救護部	保健福祉部	
産業土木部	まちづくり部	
上下水道部	上下水道部	
消防救助部	消防本部	
避難教育部	教育委員会事務局(視聴覚ライブラリー、城東・多紀・西紀・丹南・今田公民館除く)	
消防団	消防団	

略

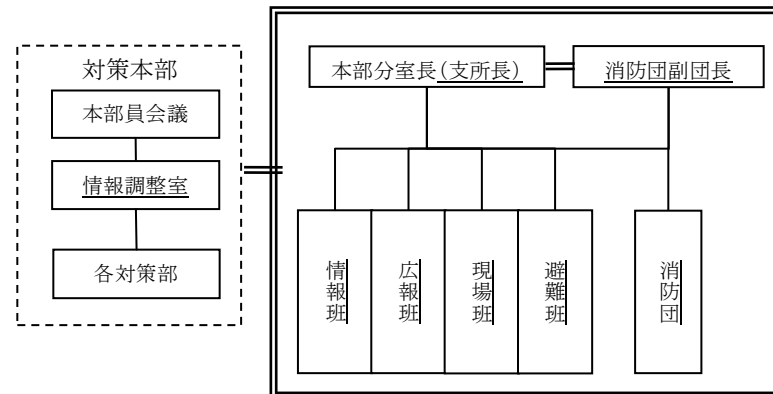
2 災害対策本部分室及び地区連絡所

(1) 組織の概要

	地区連絡所	災害対策本部分室
責任者	支所長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。	支所長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。
略	略	略
構成	支所及び公民館(篠山公民館除く)の職員	①支所及び公民館(篠山公民館除く)の職員 ②本庁等から派遣する職員
略	略	略

略

■本部分室組織図



		きは直接その方針を決定する。
本部総括班	市民安全課	各対策部の事務分掌については、別に定める。 【資料編】災害対策本部事務分掌
総務部	総務部 議会事務局 監査・公平委員会事務局	
情報部	政策部	
生活衛生部	市民生活部 会計課 農業委員会事務局	
福祉救護部	保健福祉部	
産業土木部	農都創造部	
公共土木部	まちづくり部	
上下水道部	上下水道部	
消防救助部	消防本部	
避難教育部	教育委員会事務局	
消防団部	消防団	

略

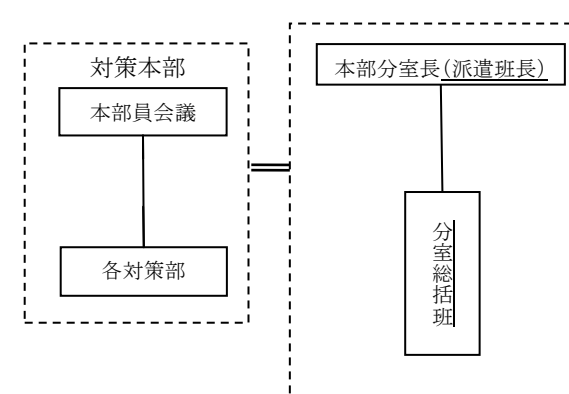
2 災害対策本部分室及び地区連絡所

(1) 組織の概要

	地区連絡所	災害対策本部分室
責任者	係長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。	係長 なお、不在のときは、次席の職員とし、以下同様とする。
略	略	略
構成	支所の職員	①支所の職員 ②庁等から派遣する職員
略	略	略

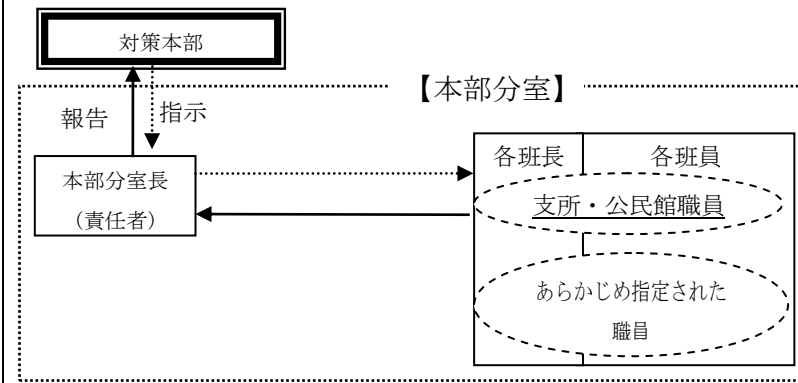
略

■本部分室組織図



風水害等対策編

■本部分室指示報告フロー図



※支所職員及びあらかじめ指定された職員により組織図に基づき各班を構成する。

3 現地災害対策本部

略

■現地本部(市)の編成及び事務分掌

現地本部班名	災害対策本部担当	事務分掌
現地総括班	総括部	1 現地本部会議の開催に関する事(以下「に関する事」省略) 2 本部長の指揮、命令伝達 3 災害対策本部との連絡調整 4 関係機関への報告、指示、協力及び連絡調整 5 報道機関との連絡調整 6 被害状況等調査のとりまとめ 7 各班の応急対策活動の把握 8 情報の収集・整理
略	略	略

第2 職員非常配備体制

略

2 配備命令の伝達方法等

(1)配備職員の指名

市長は、災害時に備え、年度当初に全職員の配備体制及び参集場所を指定するものとし、配備人数の目安は、次のとおりとする。ただし、各対策部長の判断により増員は可能とする。

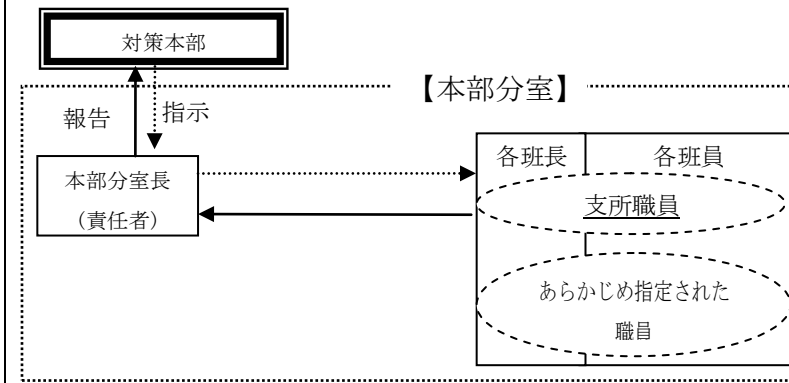
- 第1号配備 全職員の2~3割程度
- 第2号配備 全職員の半数(5割)程度
- 第3号配備 全職員(10割)

また、各対策部は、本部分室へ派遣する職員に配慮する。

なお、対策本部機能の早期確立と初期情報の収集のため、本庁舎(支所)周辺居住の職員は、自らの判断で積極的に参集するように努める。

略

■本部分室指示報告フロー図



※支所職員及びあらかじめ指定された職員により組織図に基づき各班を構成する。

3 現地災害対策本部

略

■現地本部(市)の編成及び事務分掌

現地本部班名	災害対策本部担当	事務分掌
現地総括班	本部総括班	1 現地本部会議の開催に関する事(以下「に関する事」省略) 2 本部長の指揮、命令伝達 3 災害対策本部との連絡調整 4 関係機関への報告、指示、協力及び連絡調整 5 報道機関との連絡調整 6 被害状況等調査のとりまとめ 7 各班の応急対策活動の把握 8 情報の収集・整理
略	略	略

第2 職員非常配備体制

略

2 配備命令の伝達方法等

(1)配備職員の指名

市長は、災害時に備え、年度当初に全職員の配備体制及び参集場所を指定するものとし、配備人数の目安は、次のとおりとする。ただし、各対策部長の判断により増員は可能とする。

- 待機配備 全職員の0.5割程度
- 警戒配備 全職員の1割程度
- 第1号配備 全職員の2~3割程度
- 第2号配備 全職員の半数(5割)程度
- 第3号配備 全職員(10割)

また、各対策部は、本部分室へ派遣する職員に配慮する。

なお、対策本部機能の早期確立と初期情報の収集のため、本庁舎(支所)周辺居住の職員は、自らの判

風水害等対策編

■職員配備の基準

体制	発令基準及び配備事由	参集範囲	自宅待機の範囲
全職員自宅待機	1 総務部長の判断による。	総務部防災担当者、もしくは、宿日直職員	左記以外の職員
警戒配備体制	1 災害対応準備室を設置したとき 2 連絡などのために最低限の人員の確保が必要なとき 3 災害(事故)が発生する恐れがあり、時間的に余裕があるようなとき	本部長、総括担当者、総務部防災担当者	左記以外の職員
略	略	略	略

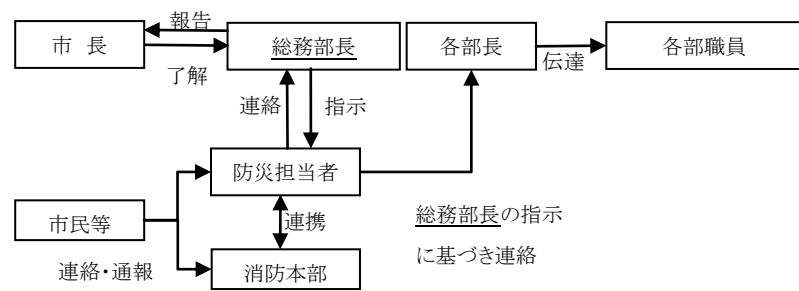
略

5 連絡体制

(1) 勤務時間内の場合

総務部長は、庁内放送及び内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

■勤務時間内の場合



(2) 勤務時間外の場合(準備体制が整わない場合)

総務部長は、本庁の日・宿直より災害情報(気象情報又は住民からの被害情報等)の連絡を受けた内容が配備基準に合致する場合は、直ちに本部長への連絡開始を指示し、その後、市長等に連絡し、連絡開始の了解を受ける。なお、伝達の方法は、電話、メール、有線放送、防災無線、伝令、その他すみやかに伝達できる方法による。

略

断で積極的に参集するように努める。

略

■職員配備の基準

体制	発令基準及び配備事由	参集範囲	自宅待機の範囲
全職員自宅待機	1 警報発表されたが、降雨等による災害の可能性が低いとき	市民生活部防災担当者	左記以外の職員
待機配備職員	1 警報が発表され、警戒が必要と認められるとき。 2 連絡などのために最低限の人員の確保が必要なとき	本部長、総括担当者、関係課長・関係職員及び防災担当者	左記以外の職員
警戒配備体制	1 警報が発表され、災害の発生が高く、特に警戒が必要と認められるとき。 2 市内のパトロールや情報収集に人員が必要なとき	本部長、総括担当者、関係課長・関係職員及び防災担当者	左記以外の職員
略	略	略	略

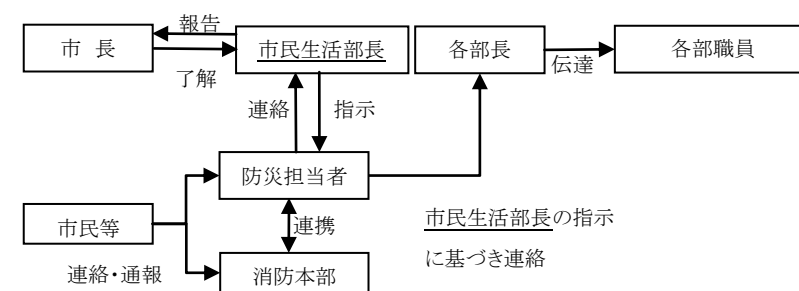
略

5 連絡体制

(1) 勤務時間内の場合

市民生活部長は、庁内放送及び内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

■勤務時間内の場合

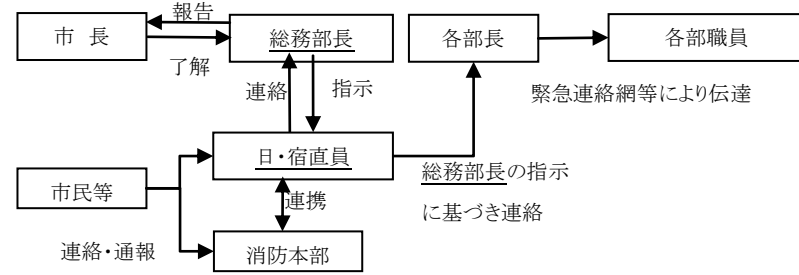


(2) 勤務時間外の場合(準備体制が整わない場合)

市民生活部長は、本庁の日・宿直より災害情報(気象情報又は住民からの被害情報等)の連絡を受けた内容が配備基準に合致する場合は、直ちに本部長への連絡開始を指示し、その後、市長等に連絡し、連絡開始の了解を受ける。なお、伝達の方法は、電話、メール、有線放送、防災無線、伝令、その他すみやかに伝達できる方法による。

略

■勤務時間外の場合



略

第3節 応援要請及び協力体制

略

第2 県知事等に対する応援等の要請

略

5 県知事に対する応援等の要請に係る通信手段及び要請先

■通信手段及び要請先

要請先	通信手段別番号
兵庫県庁	NTT回線 078-341-7711(交換台)
	衛星通信ネットワーク(衛星系) 衛星※-151-2000
丹波県民局 企画調整部	NTT回線 0795-72-0500(交換台)
	衛星通信ネットワーク(衛星系) 衛星※-175-1200(交換台)
	”() 衛星※-175-511(防災担当)
	”(地上系) 衛星※-151-88052(防災担当)

略

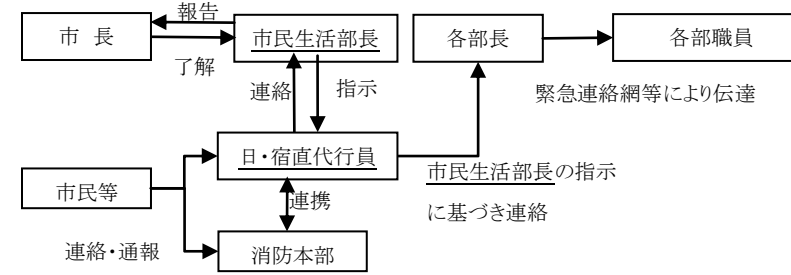
第3 応援協定等に基づく応援要請

略

■活動項目別応援協力要請先

活動項目	担当部	応援協力要請先
略	略	略
災害情報の連絡	総括部	西日本電信電話㈱ アマチュア無線非常通信協力者 タクシー業者
物資の調達	産業建設部	商工会 農業協同組合 流通備蓄等協定締結業者
緊急輸送手段の確保	情報部	西日本旅客鉄道㈱ 神姫バス㈱篠山営業所 京都交通㈱
応急作業従事	産業建設部	市内建築・土木事業者 等

■勤務時間外の場合



略

第3節 応援要請及び協力体制

略

第2 県知事等に対する応援等の要請

略

5 県知事に対する応援等の要請に係る通信手段及び要請先

■通信手段及び要請先

要請先	通信手段別番号
兵庫県庁	NTT回線 078-341-7711(交換台)
	衛星通信ネットワーク(衛星系) 衛星※-151-2000
丹波県民局 総務企画室	NTT回線 0795-72-0500(交換台)
	衛星通信ネットワーク(衛星系) 衛星※-15187-175-1200(交換台)
	”() 衛星※-15187-175-511(防災担当)

略

第3 応援協定等に基づく応援要請

略

■活動項目別応援協力要請先

活動項目	担当部	応援協力要請先
略	略	略
災害情報の連絡	生活衛生部	西日本電信電話㈱ アマチュア無線非常通信協力者 タクシー業者
物資の調達	産業土木部	商工会 農業協同組合 流通備蓄等協定締結業者
緊急輸送手段の確保	情報部	西日本旅客鉄道㈱ 神姫グリーンバス㈱篠山営業所 京阪京都交通㈱亀岡営業所 阪急バス㈱猪名川営業所
応急作業従事	産業土木部 公共土木部	市内建築・土木事業者 等

風水害等対策編

応急仮設住宅の建設	産業建設部	市内建築・土木業者 市内電気工事業者 市内建具業者 等
略	略	略
電気通信関連施設の復旧	総括部	西日本電信電話(株) 関西電力(株)
都市ガス施設の復旧	総括部	日本ガス協会 篠山都市ガス(株)
略	略	略
食糧の調達	産業建設部	米穀販売業者・製パン業者 農業協同組合
略	略	略
専門ボランティア 一般ボランティア	福祉救護部	兵庫県企画管理部防災企画局企画課 (ひょうご・フェニックス救援隊) 篠山市社会福祉協議会
地域防災活動	総括部 生活衛生部	篠山市自治会長会 自主防災組織

略

第5 他市町村への災害応援派遣の実施

略

1 災害応援派遣実施の決定

災害応援派遣の必要が生じた場合は、すみやかに総務部及び関係部間における協議を実施し、兵庫県又は被災自治体と調整の上、市長が実施を決定する。

- (1) 迅速かつ的確な行動をとるため、他市町からの応援要請受け入れ窓口を総務部総務課に一本化する。

略

第7 大規模事故災害等における各機関の対応

略

(1) 航空災害

航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省及び県に連絡することとする。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸(内閣情報調査室)、関係省庁(内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁、気象庁等)、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

略

さらに必要に応じ、国(警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁)、県、市町等は、捜索、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

(2) 鉄道災害

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省(近畿運輸局)及び県に連絡することとする。国土交通省は、大規模な鉄道災害が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸(内閣情報調査室)、関係省庁(内閣府、消防庁、防衛庁)、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を

応急仮設住宅の建設	公共土木部	市内建築・土木業者 市内電気工事業者 市内建具業者 等
略	略	略
電気通信関連施設の復旧	生活衛生部	西日本電信電話(株) 関西電力(株)
都市ガス施設の復旧	生活衛生部	日本ガス協会 篠山都市ガス(株)
略	略	略
食糧の調達	産業土木部	米穀販売業者・製パン業者 農業協同組合
略	略	略
専門ボランティア 一般ボランティア	福祉救護部	兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課 (ひょうご・フェニックス救援隊) 篠山市社会福祉協議会
地域防災活動	生活衛生部	篠山市自治会長会 自主防災組織

略

第5 他市町村への災害応援派遣の実施

略

1 災害応援派遣実施の決定

災害応援派遣の必要が生じた場合は、すみやかに市民生活部及び関係部間における協議を実施し、兵庫県又は被災自治体と調整の上、市長が実施を決定する。

- (1) 迅速かつ的確な行動をとるため、他市町からの応援要請受け入れ窓口を市民生活部市民安全課に一本化する。

略

第7 大規模事故災害等における各機関の対応

略

(1) 航空災害

航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省及び県に連絡することとする。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸(内閣情報調査室)、関係省庁(内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等)、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

略

さらに必要に応じ、国(警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)、県、市町等は、捜索、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

(2) 鉄道災害

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省(近畿運輸局)及び県に連絡することとする。国土交通省は、大規模な鉄道災害が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸(内閣情報調査室)、関係省庁(内閣府、消防庁、防衛省)、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を

風水害等対策編

関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

略

さらに必要に応じ、国(警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等)、県、市町等は、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

略

第4節 自衛隊災害派遣要請

略

第1 実施責任者

災害派遣の要請は、本部長(市長)が知事に対して行う。

ただし、緊急の場合で市長が不在等の場合には、その場における最高責任者が本部設置等、必要な災害対策を行うが、その順位は次のとおりとする。

- ① 副市長
- ② 教育長
- ③ 総務部長
- ④ ①・②・③以外のその場における最高責任者

略

第5 派遣要請の方法

略

■自衛隊派遣要請時連絡先

区 分	通 報 先	電話番号		衛星通信 ネットワーク
		勤務時間内	勤務時間外	
兵庫県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局	078-341-7711(代) 078-362-4250～4252(時間内外とも)		衛星※-151-6864
兵庫県災害対策本部未設置時	兵庫県企画管理部 災害対策局災害対策課	078-362-3164 078-362-3910(FAX)	078-362-9900 078-362-9911(FAX)	衛星※-151-6863 衛星※-151-6710(FAX)
陸上自衛隊	第3特科隊第3中隊	0792-22-4001,4002 内線 235～238、FAX 217	0792-22-4001,4002 内線 302(当直司令)、 FAX 395	衛星※-984-31～33 衛星※-984-61(FAX)
通報協議先	丹波県民局 企画調整部	0795-72-0500 0795-72-3077 (FAX)	0795-73-3727 0795-72-3077 (FAX)	衛星※-175-511～512 衛星※-175-611(FAX)
	篠山警察署	079-552-0110 079-552-5951 (FAX)	079-552-0110 079-552-5951 (FAX)	

略

P.128

関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

略

さらに必要に応じ、国(警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等)、県、市町等は、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

略

第4節 自衛隊災害派遣要請

略

第1 実施責任者

災害派遣の要請は、本部長(市長)が知事に対して行う。

ただし、緊急の場合で市長が不在等の場合には、その場における最高責任者が本部設置等、必要な災害対策を行うが、その順位は次のとおりとする。

- ① 副市長
- ② 教育長
- ③ 市民生活部長
- ④ ①・②・③以外のその場における最高責任者

略

第5 派遣要請の方法

略

■自衛隊派遣要請時連絡先

区 分	通 報 先	電話番号		衛星通信 ネットワーク
		勤務時間内	勤務時間外	
兵庫県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局	078-341-7711(代) 078-362-9860～9862(時間内外とも)		衛星※-151-5332
兵庫県災害対策本部未設置時	兵庫県企画県民部 災害対策局災害対策課	078-362-9981 078-362-9911(FAX)	078-362-9981 078-362-9911(FAX)	衛星※-151-5382 衛星※-151-6380(FAX)
陸上自衛隊	第3特科隊第3中隊	0792-22-4001,4002 内線 235～238、FAX 217	0792-22-4001,4002 内線 302(当直司令)、 FAX 395	衛星※-984-31～33 衛星※-984-61(FAX)
通報協議先	丹波県民局 総務企画室	0795-72-0500 0795-72-3077 (FAX)	0795-73-3721 0795-72-3077 (FAX)	衛星※-15187-175-511～ 512 衛星※ -15187-175-630(FAX)
	篠山警察署	079-552-0110 079-552-5951 (FAX)	079-552-0110 079-552-5951 (FAX)	

略

第2章 情報の連絡及び広報

略

第2節 災害情報等の収集・伝達

略

第1 気象予警報等

略

■注意報(神戸海洋気象台による)

		担当地域	兵庫県南部・兵庫県北播丹波	
		注意報名	基準等	
一般の 利用に 適合す るもの	気象 注意報	風 雪 (平均風速)	風雪によって災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 12m/s以上 雪を伴う	
		強 風 (平均風速)	強風によって災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 12m/s以上	
	気象 注意報	大 雨 (雨 量)	雨量基準	R1=30mm以上 R3=80mm以上
			土壌雨量指数基準	104以上
			洪水 注意報	洪水 (雨 量)
		雨量基準	R1=30mm以上 R3=80mm以上	
			流域雨量指数基準	篠山川流域=11以上 東条川流域=9以上 武庫川流域=7以上
	*ア浸水 注意報	浸 水	浸水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	
	気象 注意報	大雪 (24時間降雪の深さ)	大雪	大雪によって災害の起こる恐れがあると予想される場合 平地 10 cm以上 山地 20 cm以上
			雷	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 最小湿度 40%×以下で、実効湿度 60%×以下		
濃 霧 (視程)		濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上 100m以下		
霜 (最低気温)		霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃×以下 姫路2℃×以下		

略

■警報(神戸海洋気象台による)

		担当地域	兵庫県南部・兵庫県北播丹波
		警報名	基準等
一 般	気象 警報	暴 風 (平均風速)	暴風によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 20m/s以上

第2章 情報の連絡及び広報

略

第2節 災害情報等の収集・伝達

略

第1 気象予警報等

略

■注意報(神戸海洋気象台による)

		担当地域	兵庫県南部・兵庫県北播丹波	
		注意報名	基準等	
一般の 利用に 適合す るもの	気象 注意報	風 雪 (平均風速)	風雪によって災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 12m/s以上 雪を伴う	
		強 風 (平均風速)	強風によって災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 12m/s以上	
	気象 注意報	大 雨 (雨 量)	雨量基準	R1=40mm以上
			土壌雨量指数基準	96以上
			洪水 注意報	洪水 (雨 量)
		雨量基準	R1=40mm以上	
			流域雨量指数基準	篠山川流域=15以上 東条川流域=10以上 武庫川流域=12以上
	*ア浸水 注意報	浸 水	浸水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	
	気象 注意報	大雪 (24時間降雪の深さ)	大雪	大雪によって災害の起こる恐れがあると予想される場合 20 cm以上
			雷	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 最小湿度 40%×以下で、実効湿度 60%×以下		
濃 霧 (視程)		濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上 100m以下		
霜 (最低気温)		霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃×以下 姫路2℃×以下		

略

■警報(神戸海洋気象台による)

		担当地域	兵庫県南部・兵庫県北播丹波
		警報名	基準等
一 般	気象 警報	暴 風 (平均風速)	暴風によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 20m/s以上

風水害等対策編

の 利用 に 適 合 す る も の		暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 20m/s以上 雪を伴う
	気象 警報	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合
		雨量基準	R1=60mm以上
		土壌雨量指数基準	130以上
	*ア 地面 現象警報	地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合
	洪水 警報	洪水 (雨量)	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
		雨量基準	R1=60mm以上
	流域雨量指数基準	篠山川流域=23以上 東条川流域=18以上 武庫川流域=15以上	
*ア 浸水 警報	浸水	浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	
気象 警報	大雪 (24時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地 20cm以上 山地 40cm以上	
*イ 水防活動 の利用に適合 するもの	水防活動用 気象警報	大雨	一般の利用に適合する大雨警報に代える
	水防活動用 洪水警報	洪水	一般の利用に適合する洪水警報に代える
備考	(1) 警報名の欄の()内は基準となる気象要素を示す。 (2) 大雨及び洪水の欄中の、R1は1時間雨量を示す。 (3) *印を付した警報には、部内運用基準があることを示す。 (4) []はその前に示された地域をさらに特定しているもので、原則として細分地域に用いられていない地域名について付した。 (5) 警報基準の平地、山地の境界は兵庫県南部では標高 150mである。		

略

第2 異常現象の発見

災害が発生する恐れのある異常現象(崩壊、洪水、漏洩等)を発見した人は、すみやかに市長又は警察官等に通報しなければならない。通報を受けた警察官等は、直ちに市長及び上部機関に通報しなければならない。その通報を受けた市長は、気象官署及び丹波県民局(企画調整部等)に通報し応急対策を実施するとともに、市民に対し周知徹底を図る。

略

(3) 市長の各関係機関への通報

市長は、異常現象発見の通報を受けた時は、直ちに情報を確認し、次の関係機関へ通報し必要な応急措置を講ずるとともに、市民に対し周知徹底を図る。

- ① 神戸海洋気象台
- ② 丹波県民局(企画調整部、柏原土木事務所等)
- ③ 篠山警察署
- ④ 異常現象によって、災害の影響があると予測される近隣市町

の 利用 に 適 合 す る も の		暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合 陸上 20m/s以上 雪を伴う
	気象 警報	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合
		雨量基準	R1=60mm以上
		土壌雨量指数基準	128以上
	*ア 地面 現象警報	地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合
	洪水 警報	洪水 (雨量)	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
		雨量基準	R1=60mm以上
	流域雨量指数基準	篠山川流域=23以上 東条川流域=18以上 武庫川流域=15以上	
*ア 浸水 警報	浸水	浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	
気象 警報	大雪 (24時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 40cm以上	
*イ 水防活動 の利用に適合 するもの	水防活動用 気象警報	大雨	一般の利用に適合する大雨警報に代える
	水防活動用 洪水警報	洪水	一般の利用に適合する洪水警報に代える
備考	(1) 警報名の欄の()内は基準となる気象要素を示す。 (2) 大雨及び洪水の欄中の、R1は1時間雨量を示す。 (3) *印を付した警報には、部内運用基準があることを示す。 (4) []はその前に示された地域をさらに特定しているもので、原則として細分地域に用いられていない地域名について付した。 (5) 警報基準の平地、山地の境界は兵庫県南部では標高 150mである。		

略

第2 異常現象の発見

災害が発生する恐れのある異常現象(崩壊、洪水、漏洩等)を発見した人は、すみやかに市長又は警察官等に通報しなければならない。通報を受けた警察官等は、直ちに市長及び上部機関に通報しなければならない。その通報を受けた市長は、気象官署及び丹波県民局(総務企画室等)に通報し応急対策を実施するとともに、市民に対し周知徹底を図る。

略

(3) 市長の各関係機関への通報

市長は、異常現象発見の通報を受けた時は、直ちに情報を確認し、次の関係機関へ通報し必要な応急措置を講ずるとともに、市民に対し周知徹底を図る。

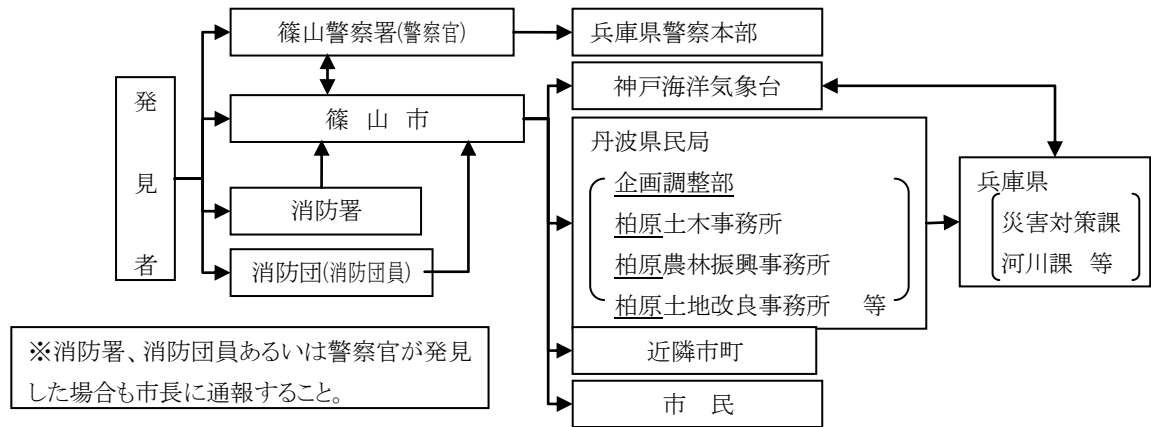
- ① 神戸海洋気象台
- ② 丹波県民局(総務企画室、丹波土木事務所等)
- ③ 篠山警察署
- ④ 異常現象によって、災害の影響があると予測される近隣市町

風水害等対策編

三田市、西脇市、猪名川町、加東市、丹波市、能勢町、福知山市、南丹市、京丹波町
 ⑤ その他必要と思われる関係機関等

略

■異常現象の通報経路

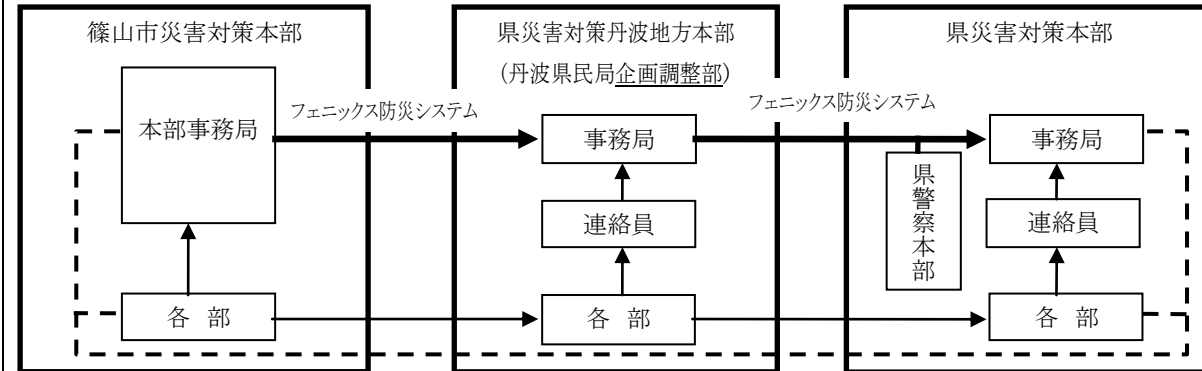


略

第5 国・県への災害情報の伝達・報告

略

■県への災害情報伝達経路

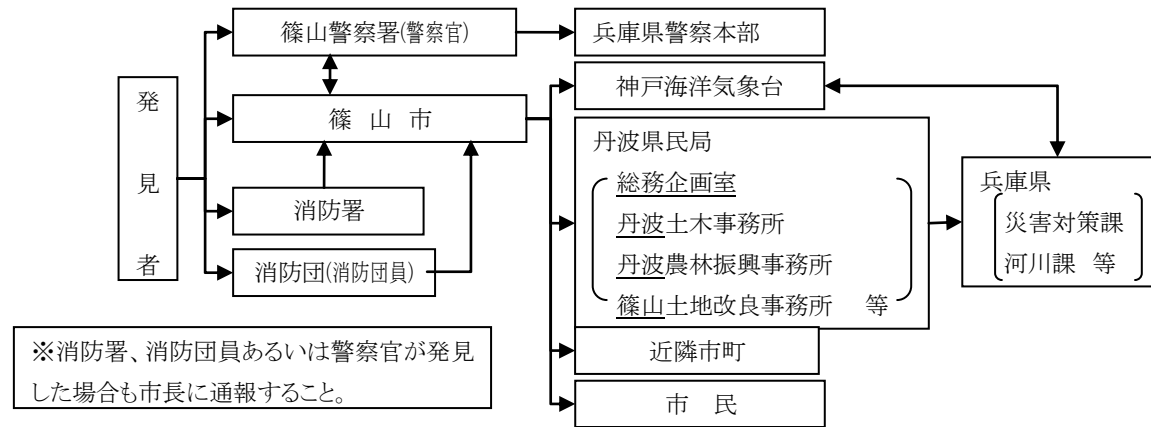


略

三田市、西脇市、猪名川町、加東市、丹波市、能勢町、福知山市、南丹市、京丹波町
 ⑤ その他必要と思われる関係機関等

略

■異常現象の通報経路

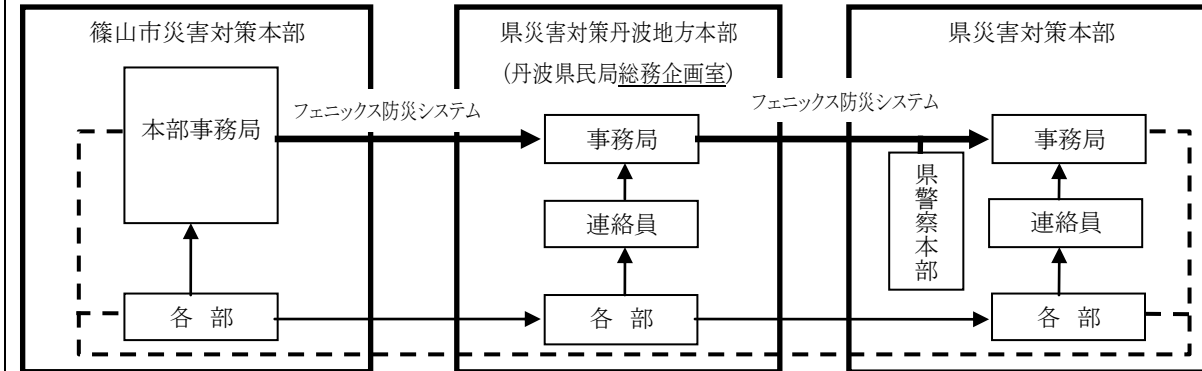


略

第5 国・県への災害情報の伝達・報告

略

■県への災害情報伝達経路



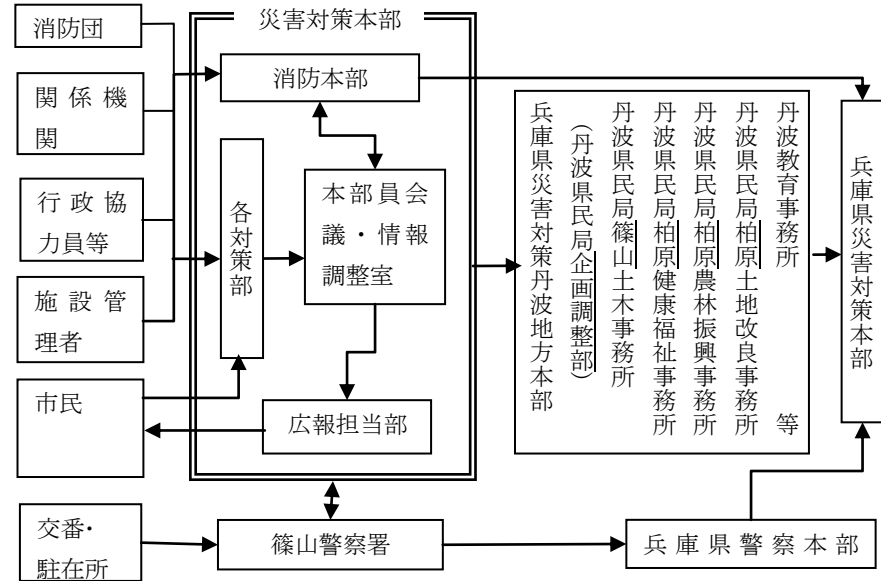
略

風水害等対策編

第7 被害・応急措置情報の収集・伝達体制

略

■被害状況等情報の収集・伝達体制



略

■被害・復旧情報収集・とりまとめ体制

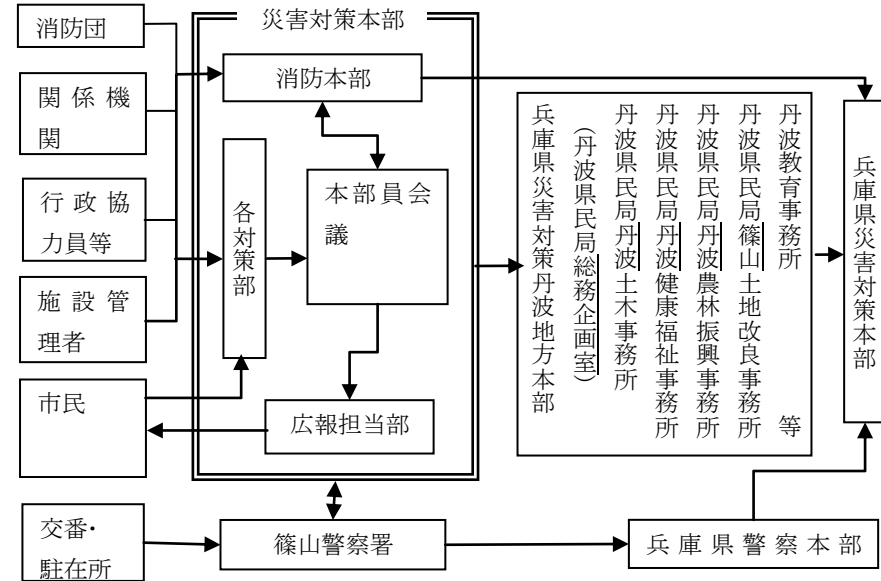
災害情報		担当対策部
大区分	小区分	
人的被害	死亡者、行方不明者、重傷者、軽傷者	福祉救護部
住家、非住家被害	全壊(全焼)、半壊(半焼)、一部損壊、床上浸水、床下浸水	総括部
公共土木施設等	道路、橋梁、河川、公園等の被害・復旧状況	産業建設部
農林畜産業関係	田畑、山林、家畜、農作物、林作物、ダム等の被害状況	産業建設部
公共建築物施設等	宅地造成地等の被害・復旧状況	産業建設部
	市営住宅等の被害・復旧状況	
農業土木施設	ため池、頭首工、水路、農道等の被害・復旧状況	産業建設部
商工業関係	工業・商業施設等の被害状況	産業建設部
略	略	略
ライフライン施設(公共交通除く)	電話、電気、都市ガス、プロパンガスの被害・復旧状況	総括部
略	略	略

略

第7 被害・応急措置情報の収集・伝達体制

略

■被害状況等情報の収集・伝達体制



略

■被害・復旧情報収集・とりまとめ体制

災害情報		担当対策部
大区分	小区分	
人的被害	死亡者、行方不明者、重傷者、軽傷者	福祉救護部
住家、非住家被害	全壊(全焼)、半壊(半焼)、一部損壊、床上浸水、床下浸水	総務部
公共土木施設等	道路、橋梁、河川、公園等の被害・復旧状況	公共土木部
農林畜産業関係	田畑、山林、家畜、農作物、林作物、ダム等の被害状況	産業土木部
公共建築物施設等	宅地造成地等の被害・復旧状況	公共土木部
	市営住宅等の被害・復旧状況	
農業土木施設	ため池、頭首工、水路、農道等の被害・復旧状況	産業土木部
商工業関係	工業・商業施設等の被害状況	産業土木部
略	略	略
ライフライン施設(公共交通除く)	電話、電気、都市ガス、プロパンガスの被害・復旧状況	生活衛生部
略	略	略

略

風水害等対策編

第10 大規模事故災害の第一報の情報伝達

略

勤務時間内	丹波県民局企画調整部(防災担当)
勤務時間外及び緊急の場合	企画管理部災害対策局災害対策課又は同消防課

略

第3節 災害時の広報活動

略

第5 災害広報紙の編集・配布

略

5 災害放送の要請

市長は、住民等に対して災害情報の通知・要請・広報等の伝達、警告を行う必要があると認めるときは、やむを得ない場合を除き、県知事を通じて NHK 神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、kiss-FM KOBE、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送(ラジオ大阪)、関西インターメディア(FMCO・CO・LO)に対し、「災害基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づく災害放送を要請することができる。

略

第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施

略

第2 消防職団員の動員・編成

略

2 消防活動対策本部の設置

消防長は、同時多発する火災等に対して、平常時の体制では対応できないと判断した場合において、消防活動対策本部を設置する。

消防活動対策本部は、市災害対策本部が設置された時は消防部となる。

3 消防職団員の非常招集

消防長及び消防団長は、消防職団員等を増強する必要がある時招集する。

(1) 消防職員の非常招集

消防職員の非常招集については、篠山市消防職員非常招集規定の定めるところにより行なう。

略

第2節 水防活動の実施

略

第3 水防資機材の整備

1 水防用資機材の備蓄

水防用の資機材は災害時に最も効果的に水防活動に使用し得るように、保管場所を定め備蓄しておく。

(1) 保管場所

- ① 市立北新町コミュニティ消防センター
- ② 篠山市役所城東支所
- ③ 篠山市役所多紀支所
- ④ 篠山市西紀消防庁舎
- ⑤ 篠山市役所丹南水防倉庫

P.158

P.176

第10 大規模事故災害の第一報の情報伝達

略

勤務時間内	丹波県民局総務企画室(防災担当)
勤務時間外及び緊急の場合	企画県民部災害対策局災害対策課又は同消防課

略

第3節 災害時の広報活動

略

第5 災害広報紙の編集・配布

略

5 災害放送の要請

市長は、住民等に対して災害情報の通知・要請・広報等の伝達、警告を行う必要があると認めるときは、やむを得ない場合を除き、県知事を通じてNHK 神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送(ラジオ大阪)、802 メディアワークス(FMCO・CO・LO)に対し、「災害基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づく災害放送を要請することができる。

略

第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施

略

第2 消防職団員の動員・編成

略

2 消防活動対策本部の設置

消防長は、同時多発する火災等に対して、平常時の体制では対応できないと判断した場合において、消防活動対策本部を設置する。

消防活動対策本部は、市災害対策本部が設置された時は消防救助部となる。

3 消防職団員の非常招集

消防長及び消防団長は、消防職団員等を増強する必要がある時招集する。

(1) 消防職員の非常招集

消防職員の非常招集については、篠山市消防職員非常招集規程の定めるところにより行なう。

略

第2節 水防活動の実施

略

第3 水防資機材の整備

1 水防用資機材の備蓄

水防用の資機材は災害時に最も効果的に水防活動に使用し得るように、保管場所を定め備蓄しておく。

(1) 保管場所

- ① 市立北新町コミュニティ消防センター
- ② 篠山市役所城東支所
- ③ 篠山市役所多紀支所
- ④ 篠山市役所西紀支所
- ⑤ 篠山市役所丹南支所

風水害等対策編

⑥ 篠山市役所今田支所

略

P.181 **第5節 被災者の救護**

略

第1 救護活動体制

略

■丹波圏域内地域医療情報センター

施設名	所在地	電話番号
丹波県民局柏原健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原 688	0795-72-0500

略

P.188 **第7節 廃棄物及び死亡獣畜処理等対策**

略

第3 死亡獣畜等処理

(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が丹波県民局柏原健康福祉事務所長の許可を受けて行う。

(2) 所有者が判明しない時、又は所有者が実施することができない時は、本部長(市長)が実施する。

略

P.190 **第8節 感染症対策及び保健衛生対策等**

略

第1 感染症対策

略

■実施体制

```

    graph TD
      A[兵庫県丹波県民局  
柏原健康福祉事務所] -- "指示、指導、  
薬剤等の供給" --> B[篠山市災害対策本部]
      B --> C[消毒・駆除活動の  
実施]
      D[自衛隊等の要請] --> C
  
```

略

6 消毒・駆除活動の完了報告

本部長(市長)は、消毒・駆除活動が完了した時は、すみやかに災害消毒・駆除業務完了報告書(様式第12号)を作成し、丹波県民局柏原健康福祉事務所長を経由して知事に提出する。

略

第3 家畜防疫等

略

3 愛玩動物の収容対策

獣医医師会及び動物愛護団体が連携・協力し検討の指導・助言をもとに設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。

なお、動物救援本部が設置されない場合には、丹波県民局柏原健康福祉事務所に協力要請を行う。

略

⑥ 篠山市役所今田支所

略

第5節 被災者の救護

略

第1 救護活動体制

略

■丹波圏域内地域医療情報センター

施設名	所在地	電話番号
丹波県民局丹波健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原 688	0795-72-0500

略

第7節 廃棄物及び死亡獣畜処理等対策

略

第3 死亡獣畜等処理

(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が丹波県民局丹波健康福祉事務所長の許可を受けて行う。

(2) 所有者が判明しない時、又は所有者が実施することができない時は、本部長(市長)が実施する。

略

第8節 感染症対策及び保健衛生対策等

略

第1 感染症対策

略

■実施体制

```

    graph TD
      A[兵庫県丹波県民局  
丹波健康福祉事務所] -- "指示、指導、  
薬剤等の供給" --> B[篠山市災害対策本部]
      B --> C[消毒・駆除活動の  
実施]
      D[自衛隊等の要請] --> C
  
```

略

6 消毒・駆除活動の完了報告

本部長(市長)は、消毒・駆除活動が完了した時は、すみやかに災害消毒・駆除業務完了報告書(様式第12号)を作成し、丹波県民局丹波健康福祉事務所長を経由して知事に提出する。

略

第3 家畜防疫等

略

3 愛玩動物の収容対策

獣医医師会及び動物愛護団体が連携・協力し検討の指導・助言をもとに設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。

なお、動物救援本部が設置されない場合には、丹波県民局丹波健康福祉事務所に協力要請を行う。

略

P.197

第10節 大規模事故災害等における救援・救護活動等の実施

略

第1 医療活動等の実施

略

3 特殊な治療活動

略

(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

ア 中毒患者又はその恐れのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター(06-6871-9999:24時間対応)に連絡をとり、原因物質の絞込みを行なう。

略

第5章 被災者救援活動の推進

第1節 食糧供給計画

略

第4 炊き出し

略

■炊き出し等の実施場所

施設名	所在地	調理能力	電話番号
篠山学校給食センター	日置 121	コンテナ 39 台 3,000 食分	556-2901
西紀学校給食センター	打坂 432-1	コンテナ 6 台 640 食分	593-0377
丹南学校給食センター	味間新 192	コンテナ 10 台 2,200 食分	594-2249
今田学校給食センター	今田町下小野原 61	コンテナ 3 台 640 食分	597-3218

略

第2節 給水計画

略

第4 各団体等への協力・出動要請

略

■関係機関

名称	所在地	電話番号	備考
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 078-362-3684(直通)	
日本水道協会兵庫県支部	宝塚市東洋町 1-3	0797-73-3690	宝塚市上下水道局総務課内
兵庫県簡易水道協会	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 078-362-3256(直通)	兵庫県健康福祉部健康福祉局生活衛生課水道係

略

第7 給水施設の現況

P.203

第10節 大規模事故災害等における救援・救護活動等の実施

略

第1 医療活動等の実施

略

3 特殊な治療活動

略

(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

ア 中毒患者又はその恐れのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター(大阪中毒 110 番 072-727-2499:24時間対応)に連絡をとり、原因物質の絞込みを行なう。

略

第5章 被災者救援活動の推進

第1節 食糧供給計画

略

第4 炊き出し

略

■炊き出し等の実施場所

施設名	所在地	調理能力	電話番号
篠山東部学校給食センター	日置 121	コンテナ 39 台 3,200 食分	556-2901
篠山西部学校給食センター	高屋 333	コンテナ 31 台 3,000 食分	593-1751

略

第2節 給水計画

略

第4 各団体等への協力・出動要請

略

■関係機関

名称	所在地	電話番号	備考
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 078-362-3684(直通)	
日本水道協会兵庫県支部	芦屋市精道町 7-6	0797-38-2356	芦屋市水道部水道管理課内
兵庫県簡易水道協会	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 078-362-3256(直通)	兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課水道係

略

第7 給水施設の現況

風水害等対策編

平時における浄水場の給水能力は、次のとおりである。

■浄水場の給水能力

	日最大処理能力(m ³ /日)
略	略
県水(上水道)	10,800
村雲浄水場(多紀簡易水道)	120
略	略

略

P.212

第5節 入浴施設計画

略

第2 実施の方法

略

2 仮設風呂の設置

略

■事業所一覧

事業者名	所在地	電話番号
㈱大阪ガス本社	大阪市中央区平野町4丁目1-2	06-6202-2221
㈱伊丹ニッケン近畿営業部	伊丹市森本3-22	072-777-7730

略

P.217

第8節 ライフライン施設応急対策計画

略

第1 上水道等施設

略

5 上水道施設の応急復旧対策

上水道施設の応急復旧工事は、対策本部の給水対策を実施する班が市内管工事業者等の協力を得て実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

(1) 初期の段階(被災後5日以内)

篠山市管工事業者協同組合に応援を求め対応する。

略

7 応急復旧用資材の調達について

管路関係は、日常修繕工事に要する備蓄資材を利用する。

その他資材については、市内各資材業者及び製造業者に調達を依頼する。

略

第6 公衆電気通信設備

略

4 災害対策本部の組織及び所掌事項

■組織図

平時における浄水場の給水能力は、次のとおりである。

■浄水場の給水能力

	日最大処理能力(m ³ /日)
略	略
県水(上水道)	10,700
略	略

略

第5節 入浴施設計画

略

第2 実施の方法

略

2 仮設風呂の設置

略

■事業所一覧

事業者名	所在地	電話番号
㈱大阪ガス本社	大阪市中央区平野町4丁目1-2	06-6202-2221
㈱レンタルのニッケン伊丹営業所	伊丹市森本3-22	072-777-7730

略

第8節 ライフライン施設応急対策計画

略

第1 上水道等施設

略

5 上水道施設の応急復旧対策

上水道施設の応急復旧工事は、対策本部の給水対策を実施する班が市内管工事業者等の協力を得て実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

(1) 初期の段階(被災後5日以内)

篠山市管工事業者組合に応援を求め対応する。

略

7 応急復旧用資材の調達について

送配水管並びに給水管の復旧用資材は、市保有の資材を使用するが、不足する場合は、市が直接民間事業者から調達する。

略

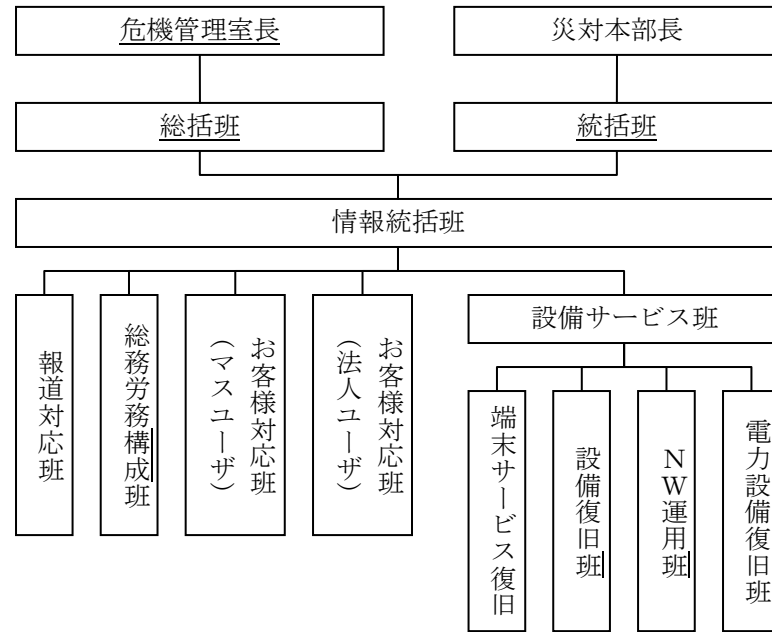
第6 公衆電気通信設備

略

4 災害対策本部の組織及び所掌事項

■組織図

風水害等対策編



■所掌事務

統括班	災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う
情報統括班	情報連絡室及び災害対策室の設置、運営、調整
設備部サービス班	被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	(法人ユーザー)法人ユーザーへのAMの対応等 (マスマニヤ)マスマニヤ対応・被災地域での広報活動、特設公衆設置場所検討
報道対応班	報道対応
総務労務厚生班	社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援

第6章 交通・輸送対策の実施

第1節 交通規制

略

第3 交通規制

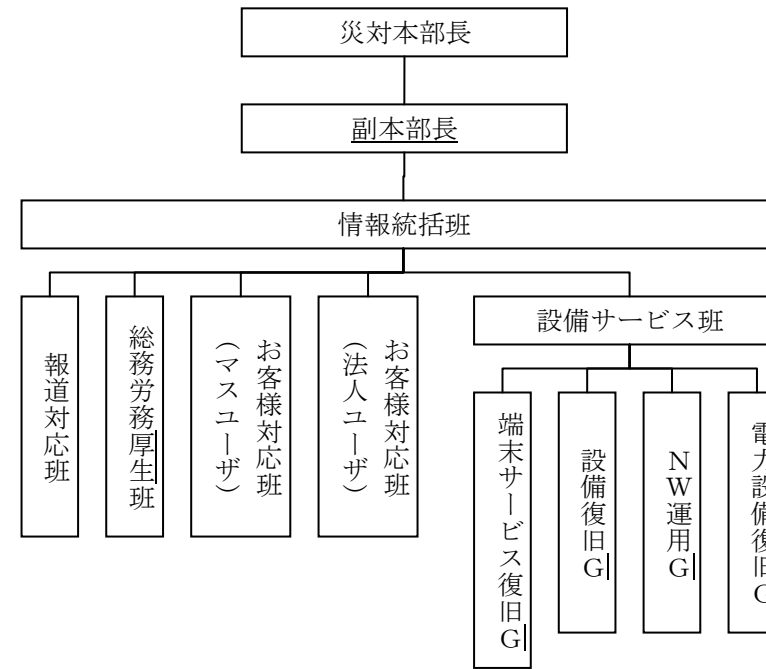
略

2 道路法に基づく交通規制

(1) 市の管理道路

土砂災害等により道路に災害が発生した時、もしくは災害発生の恐れがあり、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合、本部長(市長)は通行の禁止又は制限の決定をし、丹波県民局柏原土木事務所、篠山警察署及び県公安委員会に報告する。

P.233



■所掌事務

情報統括班	災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営、調整
設備部サービス班	被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	(法人ユーザ)法人ユーザへのAMの対応等 (マスマニヤ)マスマニヤ対応・被災地域での広報活動、特設公衆設置場所検討
報道対応班	報道対応
総務労務厚生班	社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援

第6章 交通・輸送対策の実施

第1節 交通規制

略

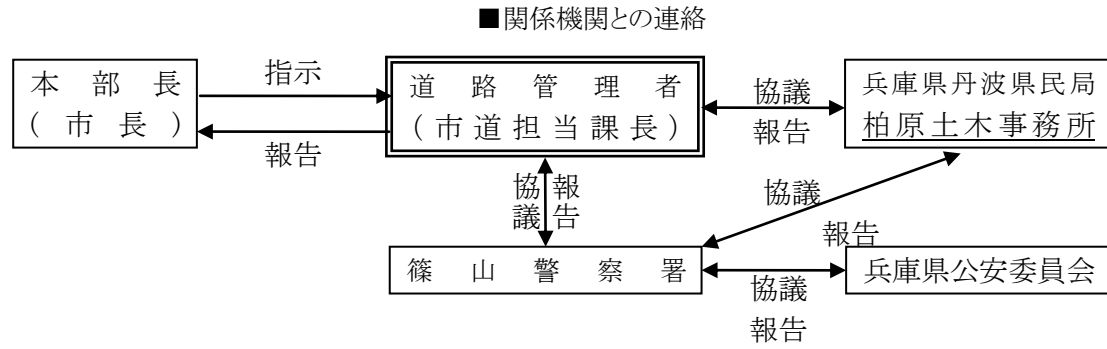
第3 交通規制

略

2 道路法に基づく交通規制

(1) 市の管理道路

土砂災害等により道路に災害が発生した時、もしくは災害発生の恐れがあり、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合、本部長(市長)は通行の禁止又は制限の決定をし、丹波県民局丹波土木事務所、篠山警察署及び県公安委員会に報告する。



略

第2節 輸送対策

略

第3 車両による輸送

輸送に用いる車両は、各部が管理する公用車及び借上車を配車する。この場合、各部の配車車両の調整については、「篠山市公用車管理規則」にかかわらず、総括部が行う。

- (1) 各部は管理車両以外の車両を必要とする場合、総括部に配車の要請を行う。
- (2) 総括部は、各部の協力を得て輸送計画を樹立し、各部の活動に支障をきたさぬように配慮する。
- (3) 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、すべて指示された場所に待機する。
- (4) 輸送に従事する車両は配車指令により行動し、作業が完了し帰庁した時は、直ちに総務部へ報告する。
- (5) 出動した車両は、人命に関わる等やむを得ない場合を除き、命令以外の作業に従事してはならない。やむを得ない事由が生じた時は、総括部に報告の上、すみやかに作業を完了させ帰庁する。

略

第4 航空機による輸送

1 兵庫県消防防災ヘリコプターを要請する場合

略

■消防防災ヘリコプター 連絡先

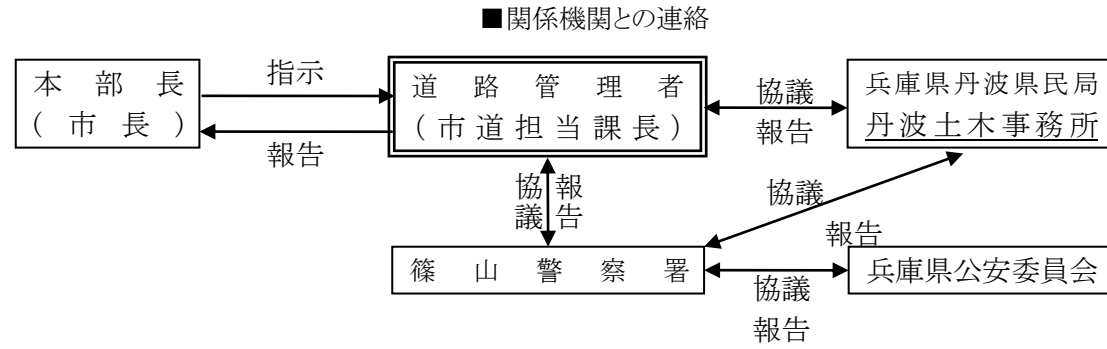
緊急要請 連絡先	神戸市消防局警防部司令課 ヘリ要請用電話番号 TEL 078-331-0986 FAX 078-331-0987
航空隊 連絡先	神戸市中央区港島中町8丁目1番 兵庫県消防防災航空隊(神戸市消防機動隊兼務) TEL 078-303-1192 FAX 078-302-8119
兵庫県担当	企画管理部災害対策局消防課 (指導係) TEL 078-362-9823

略

第4部 災害復旧計画

略

第3章 金融その他資金対策



略

第2節 輸送対策

略

第3 車両による輸送

輸送に用いる車両は、各部が管理する公用車及び借上車を配車する。この場合、各部の配車車両の調整については、「篠山市公用車管理規則」にかかわらず、総務部が行う。

- (1) 各部は管理車両以外の車両を必要とする場合、総務部に配車の要請を行う。
- (2) 総務部は、各部の協力を得て輸送計画を樹立し、各部の活動に支障をきたさぬように配慮する。
- (3) 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、すべて指示された場所に待機する。
- (4) 輸送に従事する車両は配車指令により行動し、作業が完了し帰庁した時は、直ちに総務部へ報告する。
- (5) 出動した車両は、人命に関わる等やむを得ない場合を除き、命令以外の作業に従事してはならない。やむを得ない事由が生じた時は、総務部に報告の上、すみやかに作業を完了させ帰庁する。

略

第4 航空機による輸送

1 兵庫県消防防災ヘリコプターを要請する場合

略

■消防防災ヘリコプター 連絡先

緊急要請 連絡先	神戸市消防局警防部司令課 ヘリ要請用電話番号 TEL 078-331-0986 FAX 078-331-0987
航空隊 連絡先	神戸市中央区港島中町8丁目1番 兵庫県消防防災航空隊(神戸市消防機動隊兼務) TEL 078-303-1192 FAX 078-302-8119
兵庫県担当	企画県民部災害対策局消防課 (指導係) TEL 078-362-9831

略

第4部 災害復旧計画

略

第3章 金融その他資金対策

P.267

略

第2節 農林・商工業金融対策

略

第1 農林業者対策

市は被災農林業者に対して、その経営の安定化を図るため次の措置をとる。

- (1) 農業協同組合等の金融機関が、被災農林業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導・斡旋
- (2) 「天災融資法」による経営資金等の融資措置の促進、並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 「農林漁業金融公庫法」に基づく災害復旧資金の融資斡旋
- (4) 農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期間の延期等の措置

略

第5部 災害復興計画

第1章 災害復興体制の確立

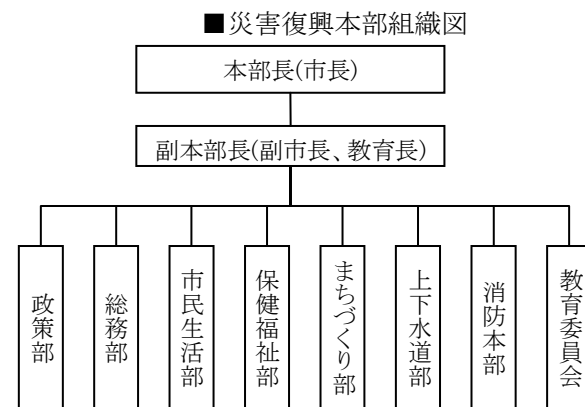
P.277

第1節 復興本部の設置

略

第2 復興組織の設置・運営

略



略

(2) 復興本部各部の分掌事務

部名	分掌事務
略	略
まちづくり部	災害復興の商業及び工業の振興並びに農業及び林業の振興並びに交通体制の整備及び道路、河川、その他土木に関する事務
略	略

略

略

第2節 農林・商工業金融対策

略

第1 農林業者対策

市は被災農林業者に対して、その経営の安定化を図るため次の措置をとる。

- (1) 農業協同組合等の金融機関が、被災農林業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導・斡旋
- (2) 「天災融資法」による経営資金等の融資措置の促進、並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づく災害復旧資金の融資斡旋
- (4) 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期間の延期等の措置

略

第5部 災害復興計画

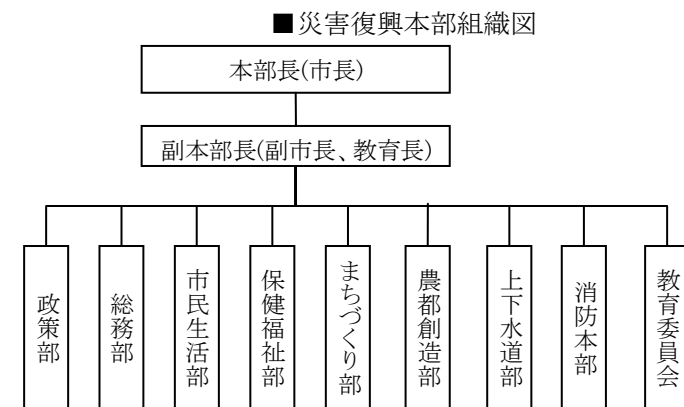
第1章 災害復興体制の確立

第1節 復興本部の設置

略

第2 復興組織の設置・運営

略



略

(2) 復興本部各部の分掌事務

部名	分掌事務
略	略
まちづくり部	災害復興の交通体制の整備及び道路、河川、その他土木に関する事務
農都創造部	災害復興の商業及び工業の振興並びに農業及び林業の振興に関する事務
略	略

略

